旅館・ホテル営業の申請をされる方へ

申請するときは

（　）記入した内容に間違いがないことを確認してください。
（　）申請は、書類をすべて揃えてからおこなってください。
（　）建築基準法や消防法等に適合するか建築関連部署や消防署に確認をしてください。
（　）申請する際は、予約をしてから来所ください。

＜連絡先＞　葛飾区健康部（保健所）生活衛生課　環境衛生担当係　電話 03-3602-1242

書類のチェックリスト

★１回目の確認が済んだら確認１の□に、２回目の確認が済んだら確認２の□にチェック☑を入れてください。

○申請手数料
□　22,000 円

確認１	確認２	
□	□	正副２部　（副は、コピー可）
□	□	旅館業営業許可申請書
□	□	構造及び設備の概要
□	□	構造及び設備の概要の別紙図面
		□　□ 照明設備系統図　□　□給排水設備系統図　□　□機械換気設備系統図
□	□	申告書
□	□	見取図
□	□	建物の外観写真
□	□	建物の配置図
□	□	各階平面図
		★浴室・便所・洗面設備・リネン庫・ベッド（布団）・標識の掲示位置・フロント or 本人確認用カメラ等要記載
		★①常駐設備②共用部③客室 のエリアを蛍光ペン等で色分けして明示してください。
□	□	正面図（前面、背面）
□	□	側面図（左、右）
□	□	配管図（客室等にガス設備を設ける場合）

【事業者】

□	個人		
□	法人 ⟶	□　□	定款又は寄附行為の写し

【玄関帳場(フロント)】

□	直接面接 ⟶	□　□	玄関帳場及び標識等に関する説明資料 ★各階平面図へフロントを記載
□	代替設備 ⟶	□　□	玄関帳場及び標識等に関する説明資料 ★各階平面図へ設備を記載、機能/性能の資料添付等

（令和８年 11 月１日　改定）

【その他】

□　　□　説明会等報告書　（　□　　□　　配布資料　）

★ 周知対象は住宅の敷地から 20ｍの範囲の家屋等

★ 対面による戸別訪問または説明会開催を強くお願いしています。

★「旅館業営業計画のお知らせ」（標識）の掲示

※　提出不要。「申請日」の少なくとも 15 日前から営業許可日までの期間、地域住民の見やすい場所に掲示

□　用途変更する床面積の合計が 200 ㎡を超える場合

→ □　　□　**用途変更に係る確認済証**

□　用途変更する床面積の合計が 200 ㎡以下の場合

→ □　　□　**建築士による建築基準関係規定適合確認書**

令和8年4月1日施行の改正条例関係について（※営業開始後の遵守事項等）

★ 旅館業施設の標識　（条例第７条第２号関係、規則第 12 条関係）

→ 許可年月日以降、区で発行した「**旅館業施設の標識**」を、営業開始までに公衆の見やすい場所に掲示（**掲示する位置については、各階平面図に要記載**）してください。

→ 「旅館業営業計画のお知らせ」とは異なりますので、ご注意ください。

☆ 営業従事者の常駐　（条例第７条第３号関係、規則第 12 条の２関係）

→ 宿泊者の滞在期間中は、**24 時間体制で営業従事者が常駐**する必要があります。

→ 宿泊者が外出している間も、常駐する必要がありますのでご注意ください。

★ 営業従事者名簿の備え付け　（条例第７条第４号関係、規則第 12 条の３関係）

→ 営業従事者全員の**氏名、従事職種、就業年月日**を記載した名簿を**施設又は事務所**に備え付ける必要があります。（※参考様式を添付しておりますので、ご活用ください。）

★ 宿泊者に対し、周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明

（条例第７条第５号関係、規則第 12 条の４関係）

→ 騒音、ごみ出しに関する多言語チラシ等を活用し、宿泊者の国籍等に応じてご準備願います。

★ 苦情等への体制の整備　（条例第７条第６号関係）

→ 苦情又は問合せがあった場合に、適切かつ速やかに対応できる体制を整備しておく必要があります。

→ 実際に苦情又は問合せがあった場合には、**苦情等を受けた日・その苦情等の内容及び対応**の記録を作成する必要があります。

★ 施設及びその周辺の定期的な巡回（条例第７条第７号関係、規則第 12 条の５関係）

→「**巡回時における確認点検表**」に沿って、**１日１回以上の巡回**をお願いいたします。

※詳細については、「旅館・ホテル営業のてびき」を参照願います。